

	号外	定価 1部2円	書きましたか？大型ハガキ署名。署名が確定闘争での前進に大きく寄与します。署名を最大限集約しよう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2019確定闘争③ 10.21地公共闘・人事課長交渉

県人勸は最大限尊重

給与改定・通勤手当 12月議会提案に向け含みある回答
 高齢層職員対策 総務部長にも課題伝える・共通認識持ち対応
 =次回交渉(10月31日)に継続課題への改善回答示すよう求める=

10月21日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、2019 確定闘争における知事あて要求書を佐藤人事課長に提出し、現時点の姿勢を質すべく交渉を行った。交渉結果は次のとおり。

【交渉結果】給与改定に関し、「人事委員会勧告を最大限尊重。国給与法も閣議決定され、臨時国会に提出。条例改正と差額支給は、国の給与法改正の動向も注視」との回答を示し、人勸尊重の姿勢とともに、国給与法の動向に言



佐藤人事課長（左）に要求書を手交



回答を求める地公共闘交渉団

及しつつ、12月議会での提案に含みを持たせた回答であったことから、確実な改定を求めた。通勤手当（交通用具距離区分新設）は「長距離通勤者の負担軽減は重要な課題と認識。勧告は財政影響を考慮して検討」との姿勢にとどまったことから、今期の確実な改定を求めたところ、「県人勸尊重の姿勢」とし、12月議会提案に含みを持たせた回答を引き出した。

高齢層職員の勤務意欲策は「普通会計の適用を受ける職員のうち、約2,000人が年度末の現給保障対象者と見込む。現

給保障終了を踏まえつつ、個々の職員の状況を勘案した勤務意欲確保に向け取り組みを進める」との現状姿勢にとどまったことから、人事当局としての対応を求めたところ「総務部長にも課題を共有し、共通認識を持ち対応」との姿勢を引き出したことから、次回交渉での具体的な対応を求めた。その他課題も課題意識を持たせたものの、現状姿勢にとどまった。

県人勸尊重を確認し、12月議会提案に含みある回答も、継続課題は山積。地公共闘は10月31日次回交渉に向け署名集約に全力を挙げ、組合員の切実な声をもとに前進回答を求める（交渉結果は裏面）。



回答する佐藤人事課長

1 給与改定

(地公共闘) 給与改定の実施について、特に年内の条例改正・差額支給を求める。

(人事課長) 県人勧尊重の姿勢。国給与法も閣議決定され臨時国会に提出済であり、国の動向を注視。

(地公共闘) 国も閣議決定済であり、12月議会提案は確実に実施を。早期差額支給も求める。

2 高齢層職員の処遇改善

(地公共闘) 給与制度の総合的見直しの現給保障終了の影響と高齢層職員への対策は。

(人事課長) 現給保障対象者は普通会計で本年3月末時点約2,000人と見込む。引き続き、個々の職員の状況を勘案した勤務意欲確保に向けた取り組みが必要。職制や職種に応じた取り組みについて、現給保障終了の状況を踏まえつつ、何か工夫できることがないかという視点で各任命権者に要請。

(地公共闘) 具体的対策を一層求める。各任命権者の対応では限界も。総務部としても対応を。

(人事課長) 総務部長にも課題を共有しながら、共通認識を持ち、任命権者としてやること、総務部としてやるべきことについて、取り組みを進めていく (⇒次回交渉で具体回答を求めた)。

3 諸手当改善

(地公共闘) 通勤手当(交通用具利用) 勧告事項(90km距離区分・上限額49,300円)の実現を。併せて、高速道路やパーク&ライドは勧告されなかったが、切実な課題であり、改善を求める。住居手当は国追隨の勧告は見合わせとなったが、家賃負担高騰を踏まえた改善こそ必要と考える。見解を確認する。

(人事課長) 長距離通勤者の負担軽減は重要な課題と認識。勧告の取り扱いは財政への影響も考慮して検討。高速道路利用は国同様の制度であり、パーク&ライドは東北地区では対象としている県がないことから、慎重に対応を検討する必要。

住居手当に関し、当県では人事委員会が諸事情を検討して改定勧告を行わないとしたところであり、重く受け止める必要。人事委員会で「当県の住居手当の在り方を研究」としており、動向を注視。

(地公共闘) 距離区分新設は勧告にある2020年1月施行に向け12月議会提案を。また、委細の区分に関し、距離区分を増設する代わりに距離区分が短い部分の手当額を引き下げることがないよう、現状水準を維持・改善すること。その他の手当も切実な課題。人事委員会に対しても改善に向けた意見反映を。

(人事課長) 勧告は最大限尊重する。また、交通用具利用の手当算定に当たってのガソリン価格の動向だが、前1年間のガソリン平均価格が昨年度からほとんど変動しておらず、ガソリン価格に対応した手当の改定は行う必要はないと考えている(つまり、距離区分新設に当たり距離区分が短い部分の手当額を引き下げる理由はなく、現行水準は維持する方向を示唆)。その他の手当も意見は承った。

4 赴任旅費(移転料)の改善

(地公共闘) 引っ越し費用高騰を踏まえた赴任旅費の改善の考えは。

(人事課長) 旅費制度全体の在り方として、費用弁償の側面をどれだけ制度に反映させるか慎重に検討。

(地公共闘) 費用弁償の側面を踏まえるならば、遠距離異動者への負担緩和こそ不可欠。改善を。

5 長時間労働是正(地公共闘共通課題)

(地公共闘) 今年から長時間労働是正の新たな取り組みがスタートしたが実際は改善されない。対策を。

(人事課長) 長時間労働是正に向け、業務の効率化・業務量管理・平準化が重要。適正な運用に努める。

(地公共闘) 各任命権者における個々の具体的な改善の方向を次回交渉で示すべき。

上記のほか、「休暇制度」、「ハラスメント対策」も交渉し、次回交渉に向けて改善を求めた。